

津市公告第55号

津市災害用移動式トイレ車両の納入業務に係るプロポーザルを実施するので、
公告します。

令和7年4月10日

津市長 前 葉 泰



別紙のとおり

1 物品の概要

(1) 物品名

移動式トイレ車両

※ 車両の形態は、次のⅠからⅢまでの3区分のうち、いずれか1つを選択するものとする。

区分	車両の形態	備 考
Ⅰ	トイレトレーラー単独型	トイレトレーラー（けん引用車両なし）
Ⅱ	けん引用車両・トイレトレーラー併用型	トイレトレーラー及びけん引用車両
Ⅲ	トイレ・車両一体型	トイレトラック

※ けん引用車両とはトイレトレーラーをけん引するための車両をいう。

(2) 物品の内容

津市が新たに購入する移動式トイレ車両一式であり、その詳細は「津市災害用移動式トイレ車両の納入業務仕様書」及び「車両別機能要件確認書」によるものとする。

(3) 納入期限

令和8年3月20日（金）

2 実施形式

(1) 募集方法

公募型プロポーザルにより提案募集を行う。

(2) 選定方法

事業者より提出された書類及びプレゼンテーションをもとに所要の審査を行い、最も優れた事業者を選定する。

なお、提案範囲は「津市災害用移動式トイレ車両の納入業務仕様書」のとおりとする。

3 提案上限額

提案上限額は、車両形態の各区分に応じた次のとおり（消費税及び地方消費税を含まない額）とする。

(単位：千円)

区分	車両の形態	提案上限額
I	トイレトレーラー単独型	28,223
II	けん引用車両・トイレトレーラー併用型	33,170
III	トイレ・車両一体型	

ただし、上記の金額は契約（予定）金額を示すものではなく、提案内容の規模を示すためのものであることに留意すること。

なお、提案見積金額は、上記提案上限額を超えてはならない。提案見積金額が提案上限額を超えた場合は失格とする。

また、消費税額は別途、各業務の確定金額となる日の法律を適用し、請求金額は税込の金額（1円未満の端数は切り捨て）となる（年度途中で法律の改正があった場合は、その経過措置等を適用する）。

4 プロポーザル実施スケジュール

実施の公告（実施要領等の公表）	令和7年 4月10日（木）
実施要領等の公表・配布	令和7年 4月10日（木）から 令和7年 4月24日（木）まで
質問書の提出期限	令和7年 4月17日（木）まで
質問の回答予定日	令和7年 4月18日（金）
参加表明書等提出期限	令和7年 4月24日（木）午後5時まで
参加資格審査結果通知	令和7年 4月25日（金）以降に通知
企画提案書等提出期限	令和7年 5月 8日（木）午後5時まで
審査（プレゼンテーション及び質疑応答）	令和7年 5月14日（水）
企画提案書採用（不採用）通知	令和7年 5月16日（金）以降速やかに

5 参加資格要件

本業務の企画提案に参加できる者は、以下の参加資格要件の全てを満たす事業者であること。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定す

る一般競争入札の参加者の資格を有していること。

(2) 国税、本社所在地における都道府県民税及び市町村税（支店等がこの公募型プロポーザルに参加及び契約を行う場合は、本店所在地及び支店等所在地の都道府県税及び市町村税）の滞納がないこと。

(3) 本公告から契約締結までの間において、津市建設工事等指名停止基準（平成21年4月8日施行）による指名停止を受けている者でないこと。

(4) 自己又は自社の役員等が次の各号のいずれにも該当する者でないこと、及び次の各号に掲げる者がその経営に実質的に関与していないこと。

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

イ 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者

エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者

オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

(5) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立て、会社法（平成17年法律第86号）に基づく清算の開始又は会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成17年法律第87号）第64条の規定による改正前の商法（明治32年法律第48号）に基づく整理開始の申立て若しくは通告がなされていない者であること。

ただし、民事再生法に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法に基づく更生手続開始の申立てがなされた者であっても、再生計画又は更生計画が認可された者を除く。

(6) 手形交換所から取引停止処分を受けるなど経営状況が著しく不健全でないこと。

(7) 公告日以前に、国または地方公共団体に対して、移動式トイレ車両を納

入した実績があること。

6 実施要領等の配布

実施要領等は、津市ホームページ当該企画提案記事内からダウンロードをすること。

7 契約の相手方の最優先候補者等の選定について

提案書は、津市災害用移動式トイレ車両の納入業務プロポーザル方式審査委員会において審査し、評価項目ごとに委員の評価点を平均（小数点以下の端数がある場合は、小数点第2位を四捨五入する。）した合計点（以下、「評価基準総合点」という。）の最も高い者を最優先候補者とする。ただし、評価基準総合点が、200点満点中120点に達しない場合は、最上位者であっても最優先候補者として選定しない。

8 契約の締結について

審査の結果、最優先候補者として選定された提案者と契約に関する協議等を行い、契約の締結を行う。

なお、最優先候補者と契約に至らなかった場合は、その者の最優先候補者としての決定を取り消し、次に高い評価基準総合点を得た参加事業者を新たに最優先候補者として取り扱う。

9 その他

本プロポーザルに関する詳細は、「津市災害用移動式トイレ車両の納入業務公募型プロポーザル実施要領」による。

【問い合わせ先】

津市危機管理部防災室

電話 059-229-3104

FAX 059-223-6247